

市政情報

農地転用には許可が必要です

農地転用とは

農地を宅地、工場用地、道路、資材置場などの用途に転換することです。

一時的な農地転用

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場などにする場合も農地転用になります。

農地を転用するには

農用地区域外の農地の転用は、市街地への近接度合い、農地転用の確実性などによって審査が行われます。農用地区域内の農地は、原則として農地転用が認められていません。農地を転用するためには、農用地区域からの除外手続きをし、転用申請を行う必要があります。市街化区域内の農地は、農業委員会へ届出をすれば転用することができます。

無断転用には厳しい措置

無断転用者には、県が工事等を中心させ、元の農地に復元させることができます。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

農業委員会事務局

☎21-1433 ☎23-7700

農地の適正な管理をしましょう

遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病害虫の発生などの原因となり、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼします。また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。農地の権利を有する人は、耕うんや草刈りなど適正な農地の管理をしましょう。

農業委員会事務局

☎21-1433 ☎23-7700

空き地の除草をお願いします

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくありません。また、そのまま放置すると隣接地の人にも大変迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)は、年2回以上除草を行う等、適切な管理をしましょう。

環境政策課

☎63-5006
☎23-7700



市HP



農業は適正に使用しましょう

- ・農業を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、ほかの作物への飛散に十分注意してください。
- ・散布量は最低限にして、できるだけ、せん定や捕殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。
- ・やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者などに周知すると共に風向き等に十分注意し、事故防止に努めてください。
- ・誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときは、ペットボトル等の飲食物の容器は用いないでください。
- ・農薬を廃棄するときには、専門業者に処理を委託する等、各自責任を持って処分してください。
- ・農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

☎農政課 ☎21-1400 ☎23-7700

多量ごみや粗大ごみ持ち込み時の住所確認を徹底します

大掃除や引っ越しなどで出た多量ごみや粗大ごみは、クリーンセンター(可燃物)・西本宿不燃物等埋立地(不燃物)に、分別して直接持ち込みしてください。その際、市外からの持ち込みを防止し、ごみの適切な処理をするため、住所確認をしています。

受付で運転免許証や公共料金の請求書など、ごみが出た場所の住所が確認できるものの提示をお願いします。

クリーンセンター

☎34-5550

☎34-5125



市HP

ごみ出しルールを守りましょう

クリーンステーション(ごみ集積所)の利用は「資源とごみの分別収集計画表」を確認し、指定の曜日の朝8時30分までに、分別してごみ・資源物を出してください。カラス等による散乱防止の為、生ごみの水切りやネットの使用にご協力ください。ルール違反のごみには、赤い警告シールを貼付する等、注意喚起を行っています。クリーンステーションを清潔に保つために、ごみ出しルールを守りましょう。

廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700

クリーンセンター

☎34-5550 ☎34-5125

家庭粗大ごみの処分方法

家庭粗大ごみを処分するには、クリーンセンター(可燃物)又は西本宿不燃物等埋立地(不燃物)に直接持ち込む方法と有料戸別収集があります。

有料戸別収集は、廃棄物対策課又は各市民活動センター窓口での事前申請が必要です。1回の申請で申込みできるのは5点までです。

毎月2回とりまとめ、20日前後と翌月上旬の指定日に自宅まで収集に伺いますので、1階の屋外に出しておいてください。

なお、エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機など収集できないものもありますのでご注意ください。

廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700

クリーンセンター

☎34-5550 ☎34-5125



市HP

交通遺児等援護一時金・援護金の給付

県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護一時金・援護金を給付しています。

県防犯・交通安全課

☎048-830-2955

地域支援課

☎21-1435 ☎22-7799



市HP

家電リサイクル法対象品の処分方法

テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫含む)、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法対象品になるため、市では引き取れません。

処分方法

・購入した店又は買い替える予定であればその店に依頼する。

・一般廃棄物収集運搬業許可業者(家電)に依頼する。

・家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ直接持ち込む。 ※許可業者・指定引取場所は、市HPに掲載しています。

※詳細は一般社団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(☎0120-31-9640)にお問い合わせいただくか、HPをご確認ください。

※業務用は対象外です。

廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700

クリーンセンター

☎34-5550 ☎34-5125



市HP



家電製品協会HP



日曜窓口開庁及びサービス休止のお知らせ

日曜窓口開庁の取扱業務

☑毎週日曜日(年末年始を除く)午前8時30分～午後0時30分(パスポートの交付は午前9時から)

※他市町村や関係機関の窓口が開いていない等の理由により、取扱いできない業務があります。

※毎月第3土曜日の翌日曜日は、システムメンテナンスのため、マイナンバー業務を行うことができません。

担当	取扱業務
市民課	交付業務：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の各種証明、パスポートの交付(受取のみ)、マイナンバーカードの交付(事前予約者のみ) ※パスポートの申請は平日のみです。
	届出・受付業務：転入・転出・転居届出、印鑑登録、戸籍届出、マイナンバーカード業務のうち電子証明書の更新等
保険年金課	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に関する各種手続

サービス休止のお知らせ

住民票、国民健康保険などを処理しているコンピュータシステム機器の更新作業を行うため、日曜窓口開庁業務及びコンビニ交付サービスを休止します。

日曜窓口開庁休止日 9月17日(日)

コンビニ交付サービス休止日 9月15日(金)午後6時～18日(祝)終日

共通事項

☎市民課 ☎21-1402 ☎23-2234

☎保険年金課 ☎21-1403 ☎23-0076



市HP

パソコンの処分方法

パソコンは市で処分することができません。ご家庭で不要になったパソコンを処分する場合は、国の認定事業者又はパソコンメーカーに回収を依頼する必要があります。

国の認定事業者による回収

HP又はFAXで申込み、宅配便で回収します。処分するものにパソコンが含まれていれば、段ボール1箱分(縦、横、高さの3辺の合計が140cm以内で重さが20kg以内)の回収料金が無料となり、その範囲であればプリンターやスキャナーなどの周辺機器も一緒に処分できます。

☎リネットジャパンリサイクル株式会社 ☎0570-085-800 ☎0562-45-2918 ※国の認定事業者

パソコンメーカーによる回収

一般社団法人パソコン3R推進協会にお問い合わせください。PCリサイクルマークのある製品の場合、処分は無料です。メーカーが不明な場合や自作パソコンの回収を依頼する場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会HPをご確認ください。

☎(一社)パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

☎廃棄物対策課 ☎21-1401 ☎23-7700



市HP